

**令和2年度新規就農総合支援事業準備型 募集要領**  
**(農業次世代人材投資事業準備型及び就職氷河期世代の新規就農促進事業)**

**1 新規就農総合支援事業準備型の概要**

県が認める研修機関等（埼玉県農業大学校、明日の農業担い手育成塾等）にて、就農に向けた研修を受ける方に、交付期間（研修期間）1年につき1人当たり最大150万円を最長2年間交付します。

**2 申請者の要件**

申請される方は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
  - (2) 新規就農総合支援事業実施要領別記第5の1の(1)の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
    - ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると県が認めた研修機関等（埼玉県農業大学校、明日の農業担い手育成塾等）で研修を受けること。
    - イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
    - ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
      - (ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

ただし、親族が経営する農業経営体での研修（以下「親元研修」という。）を希望する場合は、次に掲げる基準を全て満たし、親元研修はやむを得ない状況であることを、県が関東農政局長との協議の上で認めた場合に限り、親元研修を可能とする。
      - a ひきこもり地域支援センター若しくは生活困窮者自立支援制度において就労に向けた支援を受けている、又は受けていたこと。
      - b 面談等の総合的な情報を基に就農に向けた研修に必要な対人関係の形成に不安を抱えている等、親族以外の研修機関等での研修が困難であると認められること。
      - c 親族が経営する農業経営体が研修機関等認定基準を満たすこと。
      - d 研修計画が適切であり、計画どおり研修を実施する意欲及び能力があること。
    - (イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
  - エ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
    - (ア) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
    - (イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (5) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に従事することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営体が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。
- (6) 研修終了後に独立・自営就農<sup>※</sup>する予定の場合にあっては、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること。

※ 独立・自営就農の要件（以下の要件を全て満たすものに限る）

- ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
- ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

- (7) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- (8) 第5の1の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情<sup>※</sup>があると県が認める場合に限り、採択を可能とする。
- ※ 切実な事情とは特殊事情を指すものであり、「仕事を辞めて研修に専念するため、今年の世帯所得は600万円以下になる」という理由では認められません。
- (9) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

### 3 申請方法

研修計画（別紙様式第1号）を正副2部作成し、明日の農業担い手育成塾等で研修を受けられる場合は地域を所轄する農林振興センター、埼玉県農業大学校の学生は農業大学校に提出してください。

なお、研修計画に不備がある場合は受理できませんので御注意ください。

### 4 告知期間

令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

### 5 告知方法

埼玉県ホームページに掲載

(総合トップ>しごと・産業>農業>新規就農>農業を始めたい方への支援)

## 6 申請受付期間

令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金) (土日・祝日を除く)

※ 申請窓口で電話連絡し担当者とアポイントメントを取った上で、午前9時から午後4時までの間に御持参ください。

## 7 審査・選考

原則として、研修計画受付の際に申請窓口において書類審査及び面接を行います。

新規就農総合支援事業準備型は、「新規就農総合支援事業に基づく青年就農給付金の優先順位について(平成24年6月29日決裁)」に基づき、交付対象者に優先順位を付け、優先順位の上位の方から県の予算の範囲内で交付します。そのため、交付要件を満たしていても交付できない場合があります。

## 8 その他

この要領に定めなき事項は、新規就農総合支援事業実施要領、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱別記1に準じるものとします。

## 9 この要領に関する問い合わせ先

埼玉県農林部農業支援課 新規参入支援担当 山口・岡田

電話：048-830-4051 FAX：048-830-4833

## 申請窓口

機関	所轄市町村
さいたま農林振興センター 郵便：330-0074 住所：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 電話：048-822-1007	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
川越農林振興センター 郵便：350-1124 住所：川越市新宿町1-17-17 電話：049-242-1804	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
東松山農林振興センター 郵便：355-0024 住所：東松山市六軒町5-1 電話：0493-23-8582	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父農林振興センター 郵便：368-0034 住所：秩父市日野田町1-1-44 電話：0494-25-1310	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
本庄農林振興センター 郵便：367-0026 住所：本庄市朝日町1-4-6 電話：0495-22-3116	本庄市、美里町、神川町、上里町
大里農林振興センター 郵便：360-0831 住所：熊谷市久保島1373-1 電話：048-526-2210	熊谷市、深谷市、寄居町
加須農林振興センター 郵便：347-0054 住所：加須市不動岡564-1 電話：0480-61-3911	行田市、加須市、羽生市
春日部農林振興センター 郵便：344-0038 住所：春日部市大沼1-76 電話：048-737-6311	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、宮代町、白岡市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町
埼玉県農業大学校 郵便：360-0112 住所：熊谷市樋春2010 電話：048-501-6845	埼玉県農林部農業支援課 郵便：330-9301 住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話：048-830-4051

